

改正

平成11年3月24日規則第30号

平成17年3月28日規則第24号

平成28年3月25日規則第51号

新潟県柏崎市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第9条に規定する請求書は、公文書公開請求書（別記第1号様式）によるものとする。

(公開請求に対する決定通知等)

第3条 条例第10条第2項の規定による通知は、公文書の公開をすることを決定した場合は公文書公開決定通知書（別記第2号様式）により、公文書の部分公開をすることを決定した場合は公文書部分公開決定通知書（別記第3号様式）により、公文書の公開をしないことを決定した場合は公文書非公開決定通知書（別記第4号様式）により、公開請求を拒否することを決定した場合は公文書公開請求拒否決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第4項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

3 条例第10条第5項の規定による通知は、公文書不保有通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(公文書の公開の実施等)

第4条 条例第10条第1項に規定する公文書の公開は、市長が指定する期日及び場所において行うものとする。

2 公文書の公開を受ける者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあるものに対し、公文書の公開を中止することができる。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第11条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (2) 意見書の提出先及び回答期限
- 2 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の公開に対する意見照会書（別記第8号様式）により行うものとする。
 - 3 条例第11条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に対する意見書（別記第9号様式）とする。
 - 4 条例第11条第3項（条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による公開した旨等を通知する書面は、公文書の公開決定についての通知書（別記第10号様式）とする。

（電磁的記録の公開方法）

第6条 条例第12条第2項の規定による電磁的記録の公開の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 再生装置により再生したもの又は録音テープ若しくはビデオテープに複製したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又は専用機器により再生したものの閲覧、視聴若しくは磁気ディスク等に複製したものの交付

（公文書の写しの交付に要する費用）

第7条 条例第13条第2項に規定する費用は、別表のとおりとする。ただし、写しの交付又は送付に特別の経費を要するときは、その実費額とする。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（公文書の目録）

第8条 条例第16条に規定する公文書の目録は、公文書目録（別記第11号様式）によるものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日規則第30号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までを削る改正規定並

びに第10条、第11条及び別記第8号様式の改正規定は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第24号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年3月25日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第1号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。
- 3 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

1 写しの作成に要する費用

公文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画又は 写真	用紙に複写したもの（単色刷り）	1枚につき10円
	用紙に複写したもの（多色刷り）	1枚につき20円
電磁的記録	光ディスクに複写したもの	1枚につき100円
	用紙に出力したもの（単色刷り）	1枚につき10円
	用紙に出力したもの（多色刷り）	1枚につき20円
	上記以外のもの	実費を勘案して市長が別に定める額

備考 文書、図画又は写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 写しの送付に要する費用 郵送料の額

別記

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式 (第3条関係)

第4号様式 (第3条関係)

第5号様式 (第3条関係)

第6号様式 (第3条関係)

第7号様式 (第3条関係)

第8号様式 (第5条関係)

第9号様式 (第5条関係)

第10号様式 (第5条関係)

第11号様式 (第8条関係)